軽微な変更説明書
書式変更等のお知らせ

H28年10月より、軽微な変更説明書の書式が変更になります。
ホームページよりダウンロードしていただき、今後はこちらをご使用ください。

※それに伴い、申請者の押印が必要になってくる場合があります。

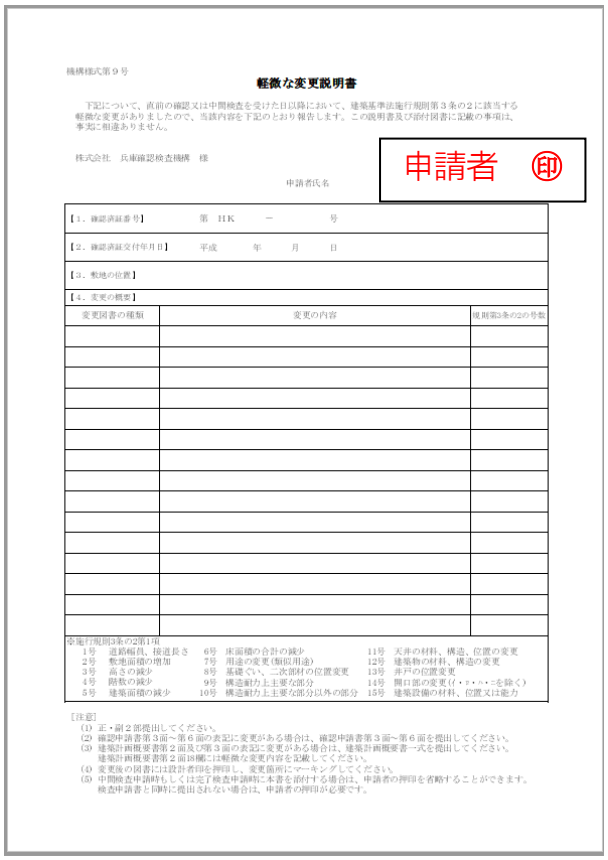

機構様式第９号

軽微な変更説明書

下記について、直前の確認又は中間検査を受けた日以降において、建築基準法施行規則第３条の２に該当する軽微な変更がありましたので、当該内容を下記のとおり報告します。この説明書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

株式会社　兵庫確認検査機構　様

申請者氏名　　申請者　㊞

【1．確認済証番号】	第　HK　－　　号	
【2．確認済証交付年月日】	平成　　年　　月　　日	
【3．敷地の位置】		
【4．変更の概要】		
変更図書の種類	変更の内容	規則第3条の2の号数

参考：施行規則3条の2第1項
1号　道路幅員、接道長さ　6号　床面積の合計の減少　11号　天井の材料、構造、位置の変更
2号　敷地面積の増加　7号　用途の変更（類似用途）　12号　建築物の材料、構造の変更
3号　高さの減少　8号　基礎ぐい、二次部材の位置変更　13号　井戸の位置変更
4号　階数の減少　9号　構造耐力上主要な部分　14号　開口部の変更（ｲ・ﾛ・ﾊ・ﾆを除く）
5号　建築面積の減少　10号　構造耐力上主要な部分以外の部分　15号　建築設備の材料、位置又は能力

［注意］
(1) 正・副２部提出してください。
(2) 確認申請書第３面～第６面の表記に変更がある場合は、確認申請書第３面～第６面を提出してください。
(3) 建築計画概要書第２面及び第３面の表記に変更がある場合は、建築計画概要書一式を提出してください。
建築計画概要書第２面18欄には軽微な変更内容を記載してください。
(4) 変更後の図書には設計者印を押印し、変更箇所にマーキングしてください。
(5) 中間検査申請時もしくは完了検査申請時に本書を添付する場合は、申請者の押印を省略することができます。
検査申請書と同時に提出されない場合は、申請者の押印が必要です。

- 中間・完了検査申請書と同時提出

　→　押印　省略可能

- 中間・完了検査申請書とは別で単独提出

　→　押印　必要

㈱兵庫確認検査機構